

◆・・・第3次環境基本計画（素案）で追加・修正した主な項目

基本目標	関連する環境項目	市の施策方針	市民の行動指針	事業者の行動指針
1 自然共生社会づくり	(1) 清らかな水の保全 (p. 8～9)	◇関係法令や公害防止協定などに基づく監視・指導 ◇下水道などの污水处理施設の整備及び適正管理 ◇合併処理浄化槽の普及・促進 ◇水を汚さない生活スタイルについての普及啓発 ◇森林が持つ水源のかん養機能の維持 ◆プラスチックごみ等海岸漂着ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組推進	◇下水道や合併処理浄化槽の使用及び浄化槽の適正管理 ◇家庭でできる水を汚さない生活スタイルの実践 ・食べかすや油を流さない ・水切り袋や三角コーナーを利用して、細かいごみを流さない ・シャンプーや洗剤は容器に書いてある使用量を守り、使いすぎない ◆海岸や河川等の美化清掃・環境保全活動への参加	◇水質汚濁防止に係る法令や公害防止条例などの遵守 ◇污水处理施設の設置及び施設の適正管理や改善 ◇森林が持つ水源のかん養機能の維持 ◆海岸や河川等の美化清掃・環境保全活動への参加
	(2) 健全な土壌及び地盤の保全 (p. 9)	◇関係法令などに基づく監視・指導 ◇地下水位の監視と揚水設備の設置状況の把握	◇廃油やペンキなどの有害物質を含む廃棄物の適正処理 ◇除草剤や農薬、化学肥料などの適正使用 ◇家庭でできる水を汚さない生活スタイルの実践	◇土壌汚染防止に関する法令などの遵守 ◇土壌汚染につながる化学物質の適正管理 ◇地盤沈下防止のための地下水の適正使用

<p>(3) 森林・農地の保全 (p. 9～10)</p>	<p>◇森林の適正管理及び活動支援 ◇間伐材などのバイオマス資源の利活用や地域材の利用促進 ◇環境保全型農業の普及促進 ◇農業者や農業団体から依頼された農地土壌の分析及び土壌改良の支援 ◆森林環境教育活動や森林レクリエーションの推進 ◆松くい虫被害やナラ枯れ被害の防止に向けた普及啓発</p>	<p>◇自然保護活動・イベントなどへの参加 ◇農産物や木材の地産地消 ◇所有している森林の適正な管理・保全</p>	<p>◇森林の適正な管理・保全の実施 ◇自然保護に関する法令などの遵守 ◇自然保護活動・イベントなどへの参加 ◇農薬や肥料などの適正使用及び使用低減などを図る環境保全型農業の実施 ◆県産材や間伐材などを使用した製品等の積極的な購入・利用</p>
<p>(4) 生物多様性の確保 (p. 10～11)</p>	<p>◇生物多様性に関する意識啓発 ◇野生生物の生息・生育環境の実態把握 ◇県や関係機関と連携した鳥獣被害防止への取組 ◇レッドリストなどの活用による希少生物などの情報収集と適切な保護の推進 ◇外来生物の持込・侵入防止などの啓発や駆除など、生態系保全への取組</p>	<p>◇飼育栽培している動植物の適正管理 ◇野生生物の生息環境への不必要な立入りや、むやみな採取を行わない ◇特定外来生物を飼育しない、拡散させない ◆自然保全活動・イベントなどへの参加</p>	<p>◆野生生物や希少種の生息・生育状況に配慮した事業活動の実施 ◇飼育栽培している動植物の適正管理 ◇野生生物の生息環境への不必要な立入りや、むやみな採取を行わない ◆自然保全活動・イベントなどへの参加</p>

2 快適環境社会づくり	(1)きれいな空気の保全 (p. 12～13)	◇大気汚染や悪臭に関して、関係法令や公害防止協定などに基づく監視・指導 ◇野焼きに関する指導 ◇公共交通機関の利用促進と渋滞緩和につながる道路整備の推進 ◆次世代自動車の利用促進及び公用車への積極的な導入	◇野焼きをしない ◇公共交通機関や自転車などの積極的な利用 ◆自家用車を購入する際は、次世代自動車を選択	◇大気汚染・悪臭防止に関する法令などの遵守 ◇設備の維持管理・改善による大気汚染物質の排出削減と悪臭の発生防止 ◆次世代自動車や低公害型の重機などの使用
	(2)静穏な生活の確保 (p. 13)	◇騒音・振動に関して、関係法令などに基づく監視・指導 ◇航空機、鉄道などの騒音・振動を測定し、必要に応じて関係機関に対策を要請 ◇公共工事における低騒音・低振動型機械の使用	◇生活騒音・振動についての近隣への配慮	◇騒音・振動規制に関する法令などの遵守 ◇定期的に自主測定を実施し、防音・制振設備の導入と適正な管理 ◇低騒音・低振動型機械の使用
	(3)身近にふれあえる自然の確保 (p. 13～14)	◇豊かな自然の保全と利用のバランスづくり ◇自然とふれあう機会の創出 ◇都市公園や親水空間の整備の推進 ◇町内会などと連携した地域の緑化活動の推進 ◇身近な緑の保全と創造に関する意識づくり ◆グリーンインフラの考え方の活用・啓発	◇庭やベランダでの家庭菜園や植栽など、身の回りの緑を増やす取組 ◇地域の緑化活動への参加	◇事業所内の敷地や壁面などの緑化・緑のカーテンづくりの取組 ◇地域の緑化活動への参加・支援

<p>(4)美しい景観の形成 (p. 14)</p>	<p>◇一定規模を超える建築行為や開発行為などに制限を設け、計画的な景観づくりを推進</p> <p>◇魅力ある景観の表彰などを通じ、景観に対する市民の関心を高め、美しい景観形成を誘導</p> <p>◇公共施設などの整備において、周辺の景観との調和への配慮</p> <p>◇個人や団体のボランティア清掃活動の支援</p> <p>◇三陸復興国立公園の景観や自然環境の保全のため、海岸漂着物の収集・処分の実施</p>	<p>◇住宅などを建てる際は、周辺の景観と調和への配慮</p> <p>◇所有地の適正管理</p> <p>◇全市一斉530運動や町内の清掃活動など地域の環境美化活動への参加</p> <p>◇市内の海岸や公園、河川などの環境美化活動への参加</p>	<p>◇景観形成に関する法令などの遵守</p> <p>◇施設整備や工作物などの設置、開発行為などの際は、周辺景観と調和したデザイン・色彩の採用</p> <p>◇所有地の適正管理</p> <p>◇事業所周辺及び市内の海岸や公園、河川などの環境美化活動の実施・協力</p>
<p>(5)文化・歴史環境の保全 (p. 15)</p>	<p>◇地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用や調査研究及び情報発信</p> <p>◇民俗芸能や伝統芸能の保存や伝承活動の推進</p>	<p>◇地域の歴史・文化に関する学習活動への参加</p> <p>◇民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの参加</p>	<p>◇地域の祭りや行事への参加・支援</p>

<p>3 脱炭素・循環型社会づくり</p>	<p>(1)省エネルギーの推進 (p. 16～17)</p>	<p>◇国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発 ◇地球温暖化防止や省エネルギーの取組に関する啓発 ◆公用車の次世代自動車化や高効率照明器具など省エネルギー性能が高い機器・設備の率先導入に努め、公共施設における省エネルギー化を推進 ◇省エネルギー・省資源につながる機器等の普及促進 ◇スマートムーブ推進運動への参加・職員への普及 ・公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動 ・エコドライブの実行 ◇グリーン購入の率先実行 ◇市全域を対象とする、地球温暖化対策地方公共団体実行計画「区域施策編」に基づき、二酸化炭素の排出量削減に向けた取組を推進 ◇八戸市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」に基づき、市の事業活動から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を推進</p>	<p>◇国民運動「COOL CHOICE」への参加 ◇環境家計簿の作成による家庭からの二酸化炭素排出量の把握 ◇家庭でできる地球温暖化対策に資する環境配慮行動の実践 ・脱炭素ライフスタイルへの転換 ・普段の移動や通勤時のスマートムーブ実践（公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動、エコドライブの実行） ◇照明設備や家電製品などを購入する際には、省エネラベルなどを参考に省エネルギー性能が高い製品を選択 ◇自家用車を購入する際は次世代自動車を選択 ◇断熱リフォームによる既存住宅の省エネルギー化や、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等による新築住宅の省エネルギー化</p>	<p>◇国民運動「COOL CHOICE」への参加 ◇省エネルギー診断の活用と節電対策の実施 ◇事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◇環境マネジメントシステムの導入 ◇設備の新設・更新の際、省エネルギー性能の高い設備の導入 ◇次世代自動車の導入促進 ◆高効率照明器具、高効率給湯器、高性能産業炉などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◇工場廃熱等の未利用エネルギー活用率が高い設備の有効利用やコージェネレーションシステム等のエネルギー効率の高い設備の導入 ◇従業員の通勤手段や業務でのスマートムーブ（エコ通勤やノーマイカーデー）実践 ・公共交通機関の利用や徒歩・自転車による移動 ・カーシェアリングの検討 ・エコドライブの実行 ◇鉄道や海運を利用した二酸化炭素排出量の少ない物流体系への転換（モーダルシフト） ◇グリーン購入の実行</p>
-----------------------	------------------------------------	--	--	--

<p>(2)再生可能エネルギーの導入促進 (p. 18)</p>	<p>◇再生可能エネルギーの普及促進に向けた情報提供や啓発活動 ◇再生可能エネルギー設備等の導入促進 ◇公共施設における再生可能エネルギー利用機器の率先導入 ◇事業者や大学などと連携し、熱エネルギーなどの未利用エネルギーの活用手法や新エネルギーの研究 ◇廃食用油の回収</p>	<p>◇太陽光発電設備や太陽熱温水器、ペレットストーブなど、家庭での再生可能エネルギー利用機器の導入 ◇廃食用油の回収への協力</p>	<p>◇太陽光発電設備や太陽熱温水器、ペレットボイラー・チップボイラーなどの再生可能エネルギー利用機器の導入 ◇木質バイオマスイエネの導入 ◇廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料（BDF）事業の推進</p>
<p>(3)環境に配慮した都市基盤の整備 (p. 18～19)</p>	<p>◇「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成 ・市街地の拡大を抑制するとともに、コンパクトで効率的な市街地の形成 ・集落地においては周辺の自然的環境と調和した土地利用 ・市内各所と市街地の拠点を結び、円滑に連絡する交通ネットワークの形成 ◇鉄道とバスが連携した公共交通ネットワークの形成や利便性の追求 ◇安全で利用しやすい港湾の整備を進めるとともに、海運輸送の利用促進に努め、モーダルシフトを推進 ◇公園や緑地の整備を進めるとともに、町内会などと連携した緑化の推進 ◇街路灯や道路照明のLED化の推進</p>	<p>◇まちづくりへの積極的な参加や景観づくりへの協力 ◇公園・緑地の計画策定への参加や維持管理への協力 ◇道路に関する情報提供や維持管理への協力 ◇積極的な利用による生活交通の維持 ◆運送会社の再配達を防ぐための宅配ボックスの設置</p>	<p>◇市街地整備の推進や景観づくりへの協力 ◇道路に関する情報提供 ◇従業員などの通勤手段の公共交通への利用転換の協力 ◇交通事業者による安全・安心な運輸サービスの提供や路線の適正化及び利便性の向上による利用促進</p>

<p>(4) 3 R の推 進 (p. 19～20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報活動や環境学習会等を行い、3 R を普及啓発 ◆ ごみの排出、処理状況や費用等について住民に周知し、ごみの排出抑制や分別の徹底等を促進 ◆ 事業者に対するごみ減量・資源化の普及啓発 <p>◇ 市が行う工事や物品の調達において、リサイクル認定製品を優先</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ プラスチックの分別回収・資源循環の促進 	<p>◇ 生ごみの減量に向けて「食材は使いきる」「料理は食べきる」「生ごみは水をきる」の3つの「きる」を実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食べ残しや期限切れ食品の廃棄などの食品ロスを減らす <p>◇ 生ごみはできるだけ、堆肥化などの自家処理を行う</p> <p>◇ 刈り取った草などをごみとして出す際は乾燥させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 店頭では余計な割り箸やおしぼりを受け取らないようにする <p>◇ 必要なものを必要な個数だけ購入</p> <p>◇ 買い物にはマイバッグを持参</p> <p>◇ 詰め替え可能な商品を購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 不要なチラシなどは受け取らないようにする ◆ 短期間使用するものはレンタルやリースを利用 ◆ リサイクルショップ、フリーマーケットなどの有効活用に努める <p>◇ 子ども会、町内会、PTAなどによる資源回収等へ参加</p> <p>◇ スーパー等の店頭回収を利用</p> <p>◇ 資源となるものは適正に分別し、資源ごみの日に排出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般廃棄物処分量許可業者を利用しリサイクル処理を行う ◆ 製造・加工などでごみの発生を減らすよう、生産工程を工夫 <p>◇ 過剰包装を控え、簡易包装に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 販売店において環境配慮型商品の取扱いを推進 ◆ ペーパーレス化、古紙回収などの紙ごみの減量・分別に努める ◆ 食べ残し等、食品ロスの削減に取り組む ◆ 資源物の店頭回収に取り組む <p>◇ 繰り返し使用できる製品やエコマーク商品等の購入・利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事務機器等の中古品やリース・レンタル品の利用及び不要となった事務機器の他部署での再利用や業者等への売却等による有効利用 <p>◇ マイバッグ持参の呼びかけ</p> <p>◇ 詰め替え商品や繰り返し使用できる商品、再生商品の販売の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 商品や食品等の使用済み廃プラスチック容器の回収システムの整備と回収廃棄物の再利用・再生利用の推進 ◆ ごみの減量やリサイクルなど3 R に関する啓発 <p>◇ 各業界における3 R に関する自主的活動の推進</p>
--	---	---	--

<p>(5) 廃棄物の適正処理 (p. 20～21)</p>	<p>◆ごみ処理計画を策定し、計画的な取組を推進 ◆ごみ処理システムを適切に運営・管理し、安定化のための再構築を検討 ◇廃棄物処理体制の適正運用 ・収集体制の効率化、廃棄物関連施設の適正な管理運営 ◇廃棄物の不適正処理防止に関する啓発 ◇市民・事業者・団体・行政が一体となった、不法投棄や不適正処理の未然防止、早期発見、早期解決への取組を推進 ◇P C B 廃棄物の適正な保管・処分に向けた指導・啓発 ◇使用済み自動車の再資源化等に関する許可業者の監視・指導 ◆海岸漂着ごみや空き缶、プラスチックごみ等の散乱ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組を推進</p>	<p>◇市のルールに従った適正なごみの分別・排出 ◇廃棄物の不法投棄等に関する通報 ◆市民・事業者・団体・行政が一体となった、不法投棄や不適正処理の未然防止、早期発見、早期解決への取組への協力 ◆海岸清掃活動や環境美化活動への参加</p>	<p>◇市のルールに従った適正なごみの分別・排出 ◇廃棄物処理法など関係法令の遵守による廃棄物の適正処理 ◇P C B 廃棄物の適正な保管・処分 ◆市民・事業者・団体・行政が一体となった、不法投棄や不適正処理の未然防止、早期発見、早期解決への取組への参加・支援 ◆海岸清掃活動や環境美化活動への参加・支援 ◇一般廃棄物と産業廃棄物の区分による適正処理</p>
<p>(6) リサイクル関連産業の振興 (p. 21)</p>	<p>◇リサイクル産業の周知 ◇リサイクル製品の購入や使用 ◇リサイクル産業への参入や研究開発などへの支援</p>	<p>◇リサイクル産業への関心と理解 ◇リサイクル製品の購入や使用</p>	<p>◇リサイクル製品の購入や使用 ◇廃棄物の有効活用など、事業化に向けた研究開発</p>

5 良好な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり	(1)環境教育・学習の推進 (p. 22～23)	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境教育・学習活動の機会や場の提供 ◇地域の環境保全をテーマとした出前講座等の実施 ◇地域の環境教育・学習活動を担う次世代の人材の発掘・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境教育・学習活動への参加 ◇環境教育・学習活動で学んだことの家庭内での共有と実践 	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業者の環境技術や事業活動における環境保全の取組を活用した地域の児童・生徒を含む市民に対する環境教育・学習機会の提供 ◇事業所における環境保全活動を担う次世代の人材の育成
	(2)環境関連情報の発信 (p. 23)	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の環境に関する最新情報の収集・提供・公表 ◇環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集・提供・公表・発信 ◇参加者が体験を通じて情報収集できる機会の提供 ◇ホームページ、広報などを活用した情報発信 ◇環境施策の年次報告書「八戸の環境」を作成し、関係機関へ配布するとともに、ホームページにて公開 ◆環境配慮や環境保全活動に関する他の団体・主体とのネットワークづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ホームページ、広報などを活用した情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ホームページ、広報などを活用した情報収集 ◇自社の環境活動のホームページ等を活用した情報発信

<p>(3)環境配慮 行動 (p. 23～24)</p>	<p>◇事業者や市民の環境配慮行動を促進するための普及啓発</p> <p>◇入札などにおいて、環境に配慮した事業活動を行っている事業者を評価する仕組みを推進</p> <p>◇公共施設における省エネルギー診断の実施及び普及啓発</p> <p>◆製造から流通、販売、廃棄及びエネルギーの地産地消などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用</p> <p>◆環境マネジメントシステム導入による効果の啓発や導入支援</p>	<p>◇ゼロカーボンアクション 30 の実践</p> <p>◇環境家計簿の作成による家庭からの二酸化炭素排出量の把握</p> <p>◇家庭でできる地球温暖化対策に資する環境配慮行動の実践</p> <p>◆製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用</p> <p>◆環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用</p>	<p>◇事業規模や事業形態等に適した環境マネジメントシステムの導入</p> <p>◆製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用</p> <p>◆環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用</p> <p>◆生物多様性に配慮した事業活動の実施</p>
--------------------------------------	--	--	--